

千葉県監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成28年3月22日

千葉県監査委員	清	水	謙	司
同	宮	原	清	貴
同	村	尾	伊	佐夫
同	森		茂	樹

27千総業第389号

平成28年3月15日

千葉市監査委員 清水謙司様
同 宮原清貴様
同 村尾伊佐夫様
同 森茂樹様

千葉市長 熊谷俊人

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成26年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により別紙のとおり通知します。

平成26年度包括外部監査

監査のテーマ：市が出資する公益財団法人（8法人）及び財政的援助を与えている公益社団法人（2法人）の出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課の事務の執行について

第3 外部監査の結果

II 各論

II - 2. 公益財団法人千葉市文化振興財団及び文化振興課に係る外部監査の結果

3. 所管課による指定管理業務等のモニタリングについて

(3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>① 文化施設の指定管理にかかる利益還元条項について</p> <p>イ. 協定書の記載時期について【文化振興課】(報告書 P74)</p> <p>市が文化振興財団と締結している指定管理業務に関する平成25年度協定書（利益還元条項）中、「平成25年6月末」、「平成25年7月末まで」とあるのは、それぞれ「平成26年6月末」、「平成26年7月末」の記載誤りであった。協定書の作成にあたって、誤りを生じさせないよう十分に留意されたい。</p>	<p>年度協定書の利益還元条項に記載する時期については、平成26年度分からは、誤りがないことを確認した。</p>